

監査結果公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和元年度財政援助団体等の監査の結果について

令和2年1月30日

東かがわ市監査委員 楠 田 敬

東かがわ市監査委員 三 好 良 治

東かがわ市監査委員 中 川 利 雄

令和元年度

財政援助団体等監査報告書

東かがわ市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により東かがわ市議会及び東かがわ市長に報告するものである。

令和2年1月

東かがわ市監査委員	楠 田 敬
同	三 好 良 治
同	中 川 利 雄

目 次

	頁
第1 基準に準拠している旨	1
第2 監査の種類	1
第3 監査の対象	1
第4 監査の着眼点	2
第5 監査の主な実施内容	2
第6 監査の実施場所及び日程	3
第7 監査の結果	3
1 一般社団法人東かがわ市スポーツ財団	4
2 社会福祉法人東かがわ社会福祉協議会	5
第8 監査対象団体の概要	6

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、東かがわ市監査基準に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

財政援助団体等監査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査)

第3 監査の対象

1 一般社団法人 東かがわ市スポーツ財団

指定管理料

ア 意義

東かがわ市の委託を受けた施設の管理に関して市が指定管理者の指定を行うことの意義は民間事業者たる東かがわ市スポーツ財団の能力を発揮することにより、体育施設を有効に活用し市民のスポーツ振興を図ることにある。

イ 一般社団法人 東かがわ市スポーツ財団指定管理委託料(直近3ヶ年度)

平成29年度	平成30年度	令和元年度
95,600,000円	97,700,000円	99,850,000円

※令和元年度については、交付決定額

ウ 収支の状況

(単位：円)

区分	項目	平成29年度 決算	平成30年度 決算	令和元年度 (当初)予算
経常収益	市からの指定管理委託料 (割合%)	95,600,000 (63.3)	97,700,000 (64.7)	99,850,000 (65.7)
	他の収益 (割合%)	55,338,857 (36.7)	53,389,226 (35.3)	52,041,000 (34.3)
	計 (割合%)	150,938,857 (100.0)	151,089,226 (100.0)	151,891,000 (100.0)
経常費用	経常費用計 (うち備品購入積立費用)	150,493,257 (735,860)	151,945,729 (2,071,442)	151,891,000 (750,000)

※令和元年度については、収入の部、支出の部ともに交付決定額に対する予算額

2 社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会

東かがわ市社会福祉協議会運営費補助事業

ア 趣旨

東かがわ市における社会福祉事業及び市からの各種委託事業の円滑な運営を促進するため、東かがわ市社会福祉協議会が行う事業に要する経費の一部について、東かがわ市社会福祉法人補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付するもの。

イ 社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会運営補助金(直近3ヶ年度)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
66,991,989 円	66,530,163 円	69,950,000 円

※令和元年度については、交付決定額

ウ 収支の状況

(法人運営経理区分「資金収支内訳書」の「事業活動による収支」より市からの収支状況)

(単位：円)

区 分	項 目	平成 29 年度 決 算	平成 30 年度 決 算	令和元年度 (当初) 予算
収 入	市からの補助金 (割合 %)	66,991,989 (72.3)	66,530,163 (75.3)	69,950,000 (74.0)
	他の収益 (割合 %)	25,661,446 (27.7)	21,825,204 (24.7)	24,598,000 (26.0)
	計 (割合 %)	92,653,435 (100.0)	88,355,367 (100.0)	94,548,000 (100.0)
支 出	支出額	95,114,450	90,594,922	97,671,000

注 平成 29 年度及び平成 30 年度決算は、拠点区分資金収支計算書の額による。

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示等の妥当性等

第5 監査の主な実施内容

平成 29 年度、平成 30 年度並びに平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 8 月 31 日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して、監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	監査の対象	実施場所	所管課名
R1.11.18	一般社団法人 東かがわ市スポーツ財団	白鳥スポーツセンター体育館	生涯学習課
R1.11.19	社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会	市社会福祉協議会会議室	福祉課

※ 現地(実施場所)確認前、所管課の生涯学習課・福祉課に、事前研究として調書・資料等の提出を求めた。

第7 監査の結果

監査結果としては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、

証拠書類等の照合等により監査したところ、2団体とも全般的に概ね適正であった。

しかし、一部において改善を要する事項が見受けられた。具体的な改善を要する事項は、次のとおりである。なお、監査時の軽易な誤謬や失念による記載漏れは口頭指導にとどめた。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

実施対象	項目	指摘事項	注意事項	検討事項	要望事項	計
1	一般社団法人 東かがわ市スポーツ財団	—	2	1	1	4
2	社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会	—	—	—	1	1

実施対象別の監査の改善等を求める事項の件数一覧表

備考

- 指摘事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもののうち重大なもの
- 注意事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもの、その他適性を欠く事項で是正すべきもの
- 検討事項とは、事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から改善に向けた検討を求めるもの、その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善に向けた検討を求めるもの
- 要望事項とは、制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

① 一般社団法人東かがわ市スポーツ財団

注意事項	
ア	<p>契約書について</p> <p>スポーツ財団の会計処理については、会計事務所に依頼し公認会計士が適正な会計処理を行っているが、会計事務所との契約書類の提示を求めたところ、契約書類が不明であるとの回答であった。本来、業務委託にはトラブル回避の観点から契約書類の締結が一般的であり、会計事務所と何らかの理由で書類以外での取り決めがあるのか不明であるが、正式な契約書類を交わすよう是正されたい。</p>
イ	<p>トレーニング器具の点検方法について</p> <p>トレーニング器具の点検を専門業者に委託し、修理箇所等の点検報告を受けているが、管理簿に報告書を綴っているのみで、修理が必要とされている器具を更新又は修理の実施をしたのか、その後の対応方法が確認できない状況となっている。</p> <p>支払簿等で実施の有無を確認することは可能だが、報告書に記載されている器具の修理漏れ等無くし、器具の不具合による事故が発生することがないように、何らかの修理実施の確認ができる管理方法に是正されたい。</p> <p>※(関連事項: 前回改善依頼)</p>

検討事項	
ア	<p>備品等の管理方法について</p> <p>財団で保有管理している備品について、毎年減価償却され適正に処理されているが、備品台帳に欠番が散見され、番号の付番を適切に更新するよう措置されたい。また、備品本体にも管理シール等の貼付がされておらず、台帳での備品管理状況の確認がし難いため、管理用のシールを新たに作成するなど、適切明確な管理ができるよう検討されたい。</p>

要望事項	
ア	<p>管理様式について</p> <p>施設利用申請書の伝票を確認したところ、伝票の金額確認欄において、大内地区分のみ様式に確認欄が入っていなかった。また、利用料金の収入集計表についても、センターによって形式が違ったものを使用しており、事務所で統括管理するには、統一した様式を使用する方が、比較確認するうえで望ましい。</p> <p>今後、迅速に情報収集をするためにも、統一した様式を使用されたい。</p>

② 社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会

要望事項	
ア	<p>人材の確保について</p> <p>正規職員が、平成 29 年度に3名退職し、平成 30 年度は欠員のまま業務を行ったとのことである。市からの受託事業も大枠で 9 件程あり、業務内容も危機管理課・子育て支援課・介護保険課・福祉課と多岐にわたっており、職員の相当な混乱が推測される状況にある。</p> <p>令和元年度には、所管課である福祉課の了承を得て、3名の正規職員を採用したが、まだ人材が不足しており、労働需給逼迫下、人材確保もままならない状況下にあるとのことを聴取した。</p> <p>今後、ますます高齢化社会になり、福祉分野での需要の拡大、また、大災害に備えた環境整備も重要度を増し、必要不可欠な組織であるため、適正な体制のための人材確保が望まれる。</p>

第8 監査対象団体の概要

1 一般社団法人東かがわ市スポーツ財団

ア 団体名：一般社団法人 東かがわ市スポーツ財団（設立年月日：平成22年4月1日）

イ 目的(定款第3条)

この法人は、東かがわ市の委託を受けた施設を管理運営するとともに、勤労者、地域住民等の健康及び体力づくりに貢献するスポーツ事業等を実施することにより、勤労者、地域住民等の福祉の増進に寄与し、もって健康で活力のある住みよい若者が定住を望むまちづくりを行うことを目的とする。

ウ 事業(定款第4条)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 東かがわ市の委託を受けた施設及び事業の管理運営
- (2) 勤労者、地域住民等の健康及び体力づくりに貢献するスポーツ事業等の企画、運営及び指導
- (3) 企業、学校等におけるスポーツ活動等を促進する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

エ 事務所所在地

香川県東かがわ市帰来1101番地（白鳥スポーツセンター内）

オ 組織(令和元年11月18日現在)

役員 7名

代表理事	業務執行理事	理事	監事
1名	1名	4名	2名

※理事のうち、生涯学習課職員が事務局の業務執行理事を行っている。

カ 総利用者数の推移

H29	H30	R1
370,889名	341,416名	354,750名

※R1は年度当初の事業計画目標数である。

キ 市からの出資による権利(令和元年11月18日現在)

スポーツ財団拠出金 20,000,000円

ク 指定管理の業務内容

東かがわ市体育施設、引田飛翔体育館ほか13施設の運営管理業務

2 社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会

ア 団体名：社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会

(設立年月日:平成 15 年 4 月 1 日)

(法人格の取得:平成 15 年 4 月 1 日)

イ 目的(定款第1条)

この社会福祉法人は、東かがわ市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

ウ 事業(定款第2条)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 社会福祉センターの経営
- (8) 東かがわ市障がい児を育てる地域交流の場「ほほえみ」の経営
- (9) 介護予防生活支援事業
- (10) 生活支援体制整備事業
- (11) 居宅介護支援事業の経営
- (12) 福祉サービス利用援助事業
- (13) 生活福祉資金貸付事業
- (14) 法人成年後見事業
- (15) 生計困難者に対する相談支援事業
- (16) 特定相談支援事業の経営
- (17) 障害福祉サービス事業（居宅介護 社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会）の経営
- (18) 障害福祉サービス事業（就労継続支援B型 さつき園、クローバー）の経営
- (19) ファミリー・サポート・センター事業
- (20) その他この法人の目的達成のため必要な事業

エ 事務所所在地

香川県東かがわ市湊1809番地

香川県東かがわ市三本松1295番地15(従たる事務所)

オ 組織(平成31年4月1日現在)

役員11名

会長	副会長	理事	監事
1名	2名	8名	2名

職員44名

正規職員	契約職員	パート職員
14名	22名	8名

カ 市からの委託業務

1. 災害ボランティア育成事業
2. 子育てホームヘルプサービス事業
3. ファミリー・サポート・センター事業
4. 介護予防事業
 - ・高齢者居場所づくり事業
 - ・介護予防水中トレーニング事業
 - ・地域ふれあい教室事業
 - ・特化型介護予防事業
5. 地域介護予防活動支援事業
6. 地域生活支援サービス事業
7. 生活困窮者自立相談支援事業
8. 高齢者等見守りネットワーク事業
9. 障がい者就業支援事業